

社会福祉法人美熊野福祉会 役員等報酬規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人美熊野福祉会の役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬の額)

第3条 非常勤役員等の報酬については、別表1に定めるものとする。ただし、当法人の職員として給料等を受ける者にあたっては、報酬を支給しない。

2 常勤役員等の報酬については、別表2に定めるものとする。

(報酬の支給方法)

第4条 非常勤役員等の報酬については、役員会等出席の都度に現金にて支給する。

2 常勤役員等の報酬については、当法人の職員に準じて支給する。

(費用弁償)

第5条 役員等が公務のため旅行した時は、当法人の職員出張旅費規程に準じて支給する。

2 非常勤役員等が旅行した時は、第3条の報酬も合わせて支給するものとする。

3 非常勤役員等が役員会等に出席した場合は、職員出張旅費規程第6条に定める交通費を支給するものとする。ただし、当法人の職員として給料等を受ける者にあたっては支給しない。

附 則

この規程は、平成29年1月13日から施行する。

別表1

区 分	報 酬 額
理 事	1回 5,000円
監 事	1回 5,000円
評 議 員	1回 5,000円

※その他、相談役等を置いた場合も上記に準じる。

別表2

区 分	報 酬 額
常 勤 理 事 長	・月額 200,000円 ・賞与・退職金は職員に準じる